

こ支障第168号
令和6年7月4日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 〕
殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン
及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の提供及び事業所運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令等に基づき行われているところですが、今般、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の質の向上を図るため、別紙1から別紙3までのとおり、「児童発達支援ガイドライン」、「放後等デイサービスガイドライン」を見直すとともに、「保育所等訪問支援ガイドライン」を新たに定めたので、より一層の支援の質の向上に取り組まれるよう、各都道府県におかれては、貴管内の市町村及び事業所に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、貴管内の事業所に対して、遺漏なく周知していただき、格段のご指導をお願いいたします。

なお、「児童発達支援ガイドラインについて」（平成29年7月24日障発第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「放課後等デイサービスガイドラインについて」（平成27年4月1日障発第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は廃止します。

<送付資料>

(別紙1) 児童発達支援ガイドライン

【別添1】 個別支援計画の記載のポイント

【別添2】 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ

【別添3】 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

(別紙2) 放課後等デイサービスガイドライン

【別添1】 個別支援計画の記載のポイント

【別添2】 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ

【別添3】 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

(別紙3) 保育所等訪問支援ガイドライン

【別添】 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ